⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the ventilation facility of the shininohana tunnel
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 21 June 2019
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 23 August 2019 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 23 August 2019 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 23 August 2019)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年５月21日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役　大阪支社長　渡邉　　修
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　27
○大支公告第４号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北陸新幹線、南越（仮称）駅新築（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福井県越前市大屋町地内
⑷　工事内容　本工事は、北陸新幹線高崎起点440km430m付近の以下の建物の新築並びに建物に附帯する給排水衛生消火設備、空調・換気設備及び乗降場仕上げ工事である。
南越（仮称）駅
駅本屋　ＲＣ造平家建　約2,650㎡
旅客上家　Ｓ造平家建　約9,830㎡
信通機器室　Ｓ造平家建　約2,000㎡
ごみ集積場　Ｓ造平家建　約30㎡
⑸　工期　36箇月間
⑹　使用する主な資機材
駅：生コンクリート　1,030㎥、鉄筋　130ｔ、鉄骨　2,290ｔ
信通機器室：生コンクリート　1,150㎥、鉄筋　140ｔ、鉄骨　160ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑾　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
⑿　本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の試行工事である。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす３者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成31・32年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構大阪支社管内（北陸）建築」（以下「建築」という。）に係る競争参加資格の認定を受けていること。
㈱　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　構成員のうち代表者及び出資比率が第２位の構成員は、「建築」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,200点以上の者とする。また、出資比率が最下位の構成員は、「建築」の客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とするが、福井県内に本店を置く者については、客観点数が950点以上1,200点未満の者とする。
⑷　構成員のうち代表者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下のアに掲げる工事の施工実績を有すること。また、出資比率が第２位の構成員は、以下のイに掲げる工事の施工実績を有することとし、出資比率が最下位の構成員は以下のウに掲げる工事の施工実績を有すること。
ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大、その他の構成員は出資比率が10%以上のものに限る。
また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
なお、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。
ア　鉄道駅本屋で延べ面積4,000㎡以上（旅客上家面積を含むことができる。）の新築、増築又は改築工事
イ　延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事
ウ　延べ面積1,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築工事
⑸　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成29年度及び平成30年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。
⑹　工事全般の施工計画が適正であること。
⑺　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア　構成員の配置予定技術者は一級建築士、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　構成員のうち代表者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した⑷アに掲げる工事の施工経験を有することとし、その他の構成員は⑷イに掲げる工事の施工経験を有すること。
当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には、出資比率が10%以上のものに限る。
ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。）の配置予定技術者については、⑷に掲げる工事の施工経験を必ずしも必要としない。
また、当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
なお、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。